

事業系ごみ処理手数料改定（案）

平成 2 4 年 8 月

苫小牧市

1 改定理由

平成25年7月1日施行の家庭ごみ有料化に伴い、家庭ごみ及び事業系一般廃棄物等の処理手数料の比較から、ごみ処理手数料負担の均衡を保つため、事業系一般廃棄物等に対する手数料についても、排出事業者処理責任の原則に基づき、相応の負担増を求めるとともに、周辺自治体に合わせ、単位基準を現行の20キログラム当たりから10キログラム当たりへ改める。

これは、平成23年3月の苫小牧市廃棄物減量等推進審議会答申書『家庭ごみの有料化について』の付帯事項で、「事業系ごみの処理手数料については、ごみ処理原価に基づいて、周辺自治体の水準等を参考に適正化を図るべき」とされていることによるものである。

2 改定内容

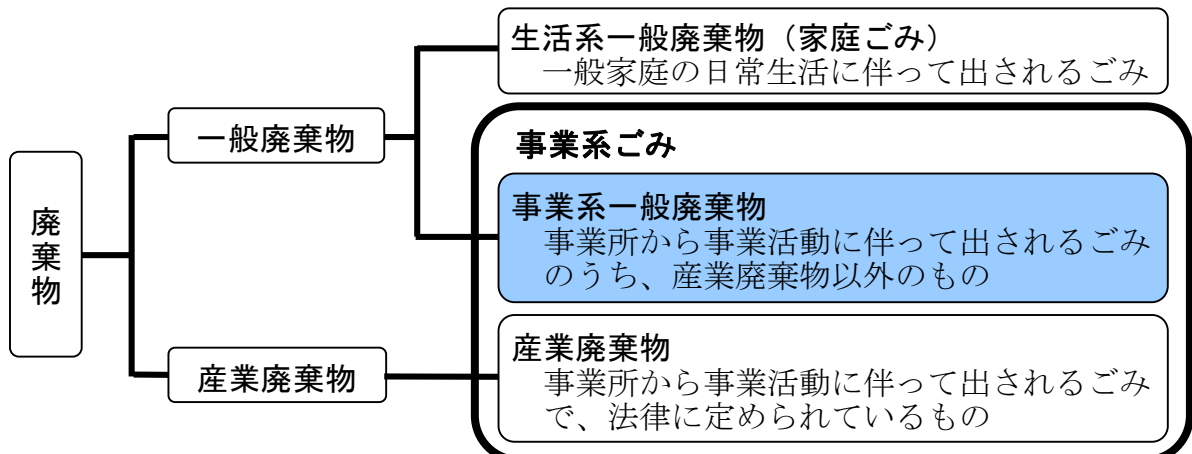
苫小牧市廃棄物の処理及び清掃に関する条例
別表1（第23条関係）

廃棄物の処理の区分	金額	
	現行	改定
第15条第3項第2号に掲げる事業系一般廃棄物（し尿を除く。）又は大型ごみの処分	20キログラムにつき 220円	10キログラムにつき 140円
平成25年7月1日改定（予定）		

※ 事業系ごみ処理手数料の額を計算する場合において、10キログラム未満の端数があるときは、これを切り上げる。

3 改定対象

- (1) 事業系一般廃棄物（可燃物及び不燃物）
- (2) 一般廃棄物処理施設へ市民から直接搬入される大型ごみ



4 改定根拠

(1) 事業系ごみ処理手数料の考え方

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条
「事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。」

事業系ごみの処理手数料については、処理原価の全額とすることが望ましい。

(2) ごみ処理原価の推移

平成18年度から22年度までの可燃物、不燃物及び資源物を含めたごみ1トン当たりの処理原価については、次のとおり推移している。

(円/t)

	H18	H19	H20	H21	H22
家庭ごみ	37,403	35,336	34,199	32,333	35,628
事業系 一般廃棄物	22,898	21,282	23,087	18,723	19,900

(3) 事業系一般廃棄物の処理負担割合の推移

年度	搬入量 (t)	処理原価 (円/10kg)	処理手数料 (円/10kg)	排出者負担 割合 (%)	苫小牧市負担 割合 (%)
H18	33,884	228.98	45	19.7	80.3
H19	31,734	212.82	45	21.1	78.9
H20	28,843	230.87	45	19.5	80.5
H21	28,970	187.23	80	42.7	57.3
H22	27,181	199.00	110	55.3	44.7

※ 平成22年度における事業系ごみの処理原価に対する排出者負担割合は、約55%となっている。

(4) 道内各市の事業系一般廃棄物の処理手数料と排出者負担割合

道内主要10市及び近隣市

自治体	処理手数料(※1)		排出者負担割合(※2)		破砕処理	備考
	焼却処理 (円/10kg)	埋立処分 (円/10kg)	焼却処理 (%)	埋立処分 (%)		
札幌市	170	170	70.2	84.2	有	H23予算原価より H25.1.1から200円/10kgに改定
帯広市	160		66.6		有	H25年度手数料改定の有無を検討
苫小牧市	110		55.3		有	
江別市	110		23.1		有	概ね3年毎に手数料見直し
北見市	90		26.5		有	概ね4年毎に手数料見直し
釧路市	80		31.7		有	不燃物は埋立処理のみ
旭川市	75	104	67.7	23.1	無	
小樽市	71		29.4		無	4年毎に手数料見直し
室蘭市	50		38.5		有	西胆振広域連合(室蘭市、伊達市、洞爺湖町、豊浦町、壮瞥町)
函館市	33.6	33.6	21.9	32.7	無	
千歳市	100		50.0		有	H24・25年度に検証を行い、 H26年度手数料改定の有無を検討
恵庭市	92		70.0		無	2年毎に手数料見直し
北広島市	84		52.5		無	H14処理原価より 粗大ごみのみ破砕有
登別市	50		16.4		有	

※1 平成24年7月1日現在(各市、単位基準については10キログラム当たりが多いため、苫小牧市の手数料の額についても10キログラム当りに換算して比較を行う。)

※2 平成22年度処理原価に対する割合

(5) 家庭ごみ有料化に伴う10キログラム当たりの市民負担相当額

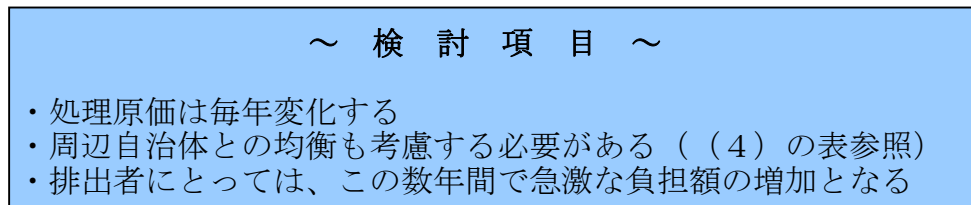
平成22年度家庭ごみ組成分析結果から、家庭ごみ有料化に伴う市民負担相当額と現行の事業系ごみ処理手数料の額との比較を行う。

平成22年度家庭ごみにより推計する市民負担割合

	10kg当重量 (kg/10kg) ①	ごみ量割合 (%) ②	10kg当ごみ 容量 (ℓ) ③=10/①×②	10kg当手数料 (円) ④	負担相当額 (円/10kg) ⑤=③×④	処理原価に対する 市民負担割合
可燃物	0.17	81.93	48	2	96	30.9%
不燃物	0.13	8.95	7	2	14	
資源物	—	9.12	—	—	—	
合計	—	100.00	55	—	110	

- ※ 家庭ごみ有料化に伴う10キログラム当たりの市民負担相当額は110円と推計され、家庭ごみの処理原価に対する市民負担割合は約30%となる。
このことから、家庭ごみ有料化に伴う市民負担相当額と現行の事業系ごみ処理手数料の額が同等の水準となることから、手数料負担の均衡を保つため同手数料の額を市民負担相当額以上に改定することが適当であると考えます。

(6) 事業系ごみ処理手数料の改定額



処理原価は毎年変化し、(4)の表からも、排出者負担割合100%の市はないことから、負担割合について周辺自治体との均衡を考慮する必要がある。したがって、本市の排出者負担割合を超えている他市の割合を参考として、処理原価の70%を排出者負担割合、処理手数料10キログラム当たり140円とする。

	現 行	改 定
処理原価 (円/10kg)	199	199
処理手数料 (円/10kg)	110	140
排出者負担割合 (%)	55.3	70.4
苫小牧市負担割合 (%)	44.7	29.6

$$199 \text{円} \times 70\% = 139.3 \text{円} \div 140 \text{円}$$

5 改定効果

(1) 事業系ごみ処理手数料改定に伴う歳入見込

	H20年度	H21年度	H22年度	H25年度見込		効果額
				改定無	改定有	
搬入量 (t)	28,843	28,970	27,181	26,000	6,500 19,500	—
処理手数料 (円/10kg)	45	80	110	110	110 140	—
歳入 (千円)	129,794	231,760	298,991	286,000	344,500	58,500

※ 改定後欄の上段は4月から6月まで、下段は7月以降にそれぞれ案分した値

(2) モデルケース

平均的なごみ量である年間5トン（5,000キログラム）の事業系ごみ（可燃物及び不燃物）を排出する事業所の場合

現 行	改 定
$5,000\text{kg} \times 220\text{円} / 20\text{kg}$ = 55,000円（年間）	$5,000\text{kg} \times 140\text{円} / 10\text{kg}$ = 70,000円（年間）

※ この事業所の場合、年間15,000円の負担増となる。
 （1トンにつき3,000円の負担増）